



おもな記事 最新研究レビュー「CWD?」(p2) / エゾシカの季節移動を探る(伊吾田宏正 p4) / 鹿研14年の歩み(中原慎一 p5) / 鹿肉試食会初体験記(野呂美沙子 p5) 衛生マニュアルが実現させる有効活用(籠田勝基 p6) / オンタリオ州のシカ猟制度(鈴木正嗣 p7) / 『エゾシカ被害と対策』を出版(p8)

## エゾシカ協会2003年度通常総会レポート

社団法人エゾシカ協会の通常総会が5月24日午後、札幌市北区のレストラン「アパトゥリダ」で開かれ、会員同士のフリーディスカッションでは活発な意見が飛び交いました。  
(文・平田剛士)



photo/Tsuyoshi Hirata

### 衛生マニュアルの活用法は?

**籠田勝基氏** 野生の鹿肉をいかに美味しく、衛生的に供給できるか。消費拡大のポイントはここなんです。食肉処理場でのマニュアルはできました。ただ「通達」で、捕殺したら処理場に持ち込んでから解体せよとなっている。これがネックです。

**大森司紀之会長** 北海道の指導でそうなっている。協会として「いまのような指導はやめて欲しい」と知事に要望書を出しましょう。

**宇野裕之氏** 以前鹿料理を出していたのに最近やめてしまってるレストランが釧路に何軒かある。調理師会

では、鹿肉は食材としては魅力的だが安全性が心配という声が出ている。道東では個人経営の食肉処理場が増えつつありますが、衛生マニュアルはそうした小規模なところにも配布してPRしていかないと。

**井田宏之事務局長** マニュアルを配布しても、ちゃんと守られているかどうかだれがチェックできるのか、

という問題はあります。残念ながら協会にその力はないでしょう。

**大森司会長** 「猟区実施の検討」事業は、衛生管理マニュアルとも連動しているので、モデル的なことができれば……

### 魅力ある猟区とは—

**梶光一氏** 北海道のエゾシカ保護管理計画は効果が確認されています。これまではどうやって個体数を下げたかが大テーマでしたが、これから

は出口を見ていかないと。つまり有効活用ですが、そのためにも地域地域を見ていく方向になっていくと思います。

**宇野氏** 猟区となると、ハンターに

とっての魅力づくりが大切ですね。高い密度でシカがいて、大型の個体も獲れて、という……。

**加地唯一氏** ハンターの数が減っています。協会員をみてもハンターは3分の1。ハンター会員を増やす意味でも、協会として新規に銃を持つ人を育てる事業をやって欲しい。

**(社)北海道猟友会** 猟友会でも、会員がコーチになって狩猟免許の試験を受ける人に研修をやっていきます。合格率は95%くらいですよ。

**大森司会長** 今年度も継続して猟区調査を行ないますが、これまでと整合性のある猟区にしていきたいと思っています。

### 2003年度活動計画

A 保護管理部会	1. 猟区実施に向けての検討 2. シカの慢性消耗病(CWD)調査への協力
B 被害対策部会	1. エゾシカ被害対策整備マニュアルの発行 2. 「野生生物と交通」研究発表会への協力
C 有効活用システム部会	1. 衛生管理マニュアルの発表 2. エゾシカ肉の協会推奨システムの実施 3. エゾシカ肉の販路・消費拡大に向けたPR活動の実施
その他	1. セミナーの開催 2. 協会活動の広報 ニュースレターの発行(3回/年)、ホームページ充実

## 「シカ類のプリオン病——慢性消耗性疾患（CWD）」

鈴木正嗣・杉山誠／著

『畜産の研究』2003年6月号＝養賢堂＝収録



カナダ・オンタリオ州ゲルフ市の養鹿場  
photo/Masatsugu Suzuki

シカの脳みそがスポンジ状になってしまう奇病「慢性消耗性疾患（CWD）」。  
BSE（いわゆる狂牛病）や、人がかかるクロイツフェルト・ヤコブ病などと同じ種類の  
この病気が、北アメリカのシカたちの間で流行している。  
でもそもそもCWDってどんな病気なんだろう？ エゾシカ協会理事で北海道大学大学院  
獣医科学講座の鈴木正嗣さんと、岐阜大学人獣共通感染症講座の杉山誠さんがこのほど発  
表した最新論文から探ってみると……。  
（文・平田剛士）

## CWDはこんな病気

CWDにかかったシカは、体重が減り、**〈同じところを繰り返し歩行する、他の動物に無関心となる、頭部や耳がうなだれる、軽い運動失調を呈する、両足を広げて立つなどの行動の異常が見られる〉**（杉山）。このような症状は数日間で行われることもあるのだが、**〈末期には、過剰な飲水と排尿が見られ〉〈嚥下困難、過剰流涎あるいは異物の吸入により誤嚥性肺炎を引き起こ〉**（杉山）して、最後には死んでしまう。

発症するのはおもに成獣で、雄雌にかかわらず感染する。

### 原因は「プリオン」

症状を見ただけではCWDと断定はできない。解剖して脳を調べる必要があるのだ。診断の決め手は、**〈神経細胞および神経網の空胞変性と〉〈異常型プリオン蛋白質の検**

出〉（杉山）である。

この異常型プリオン蛋白質が原因になって起きる病気は「プリオン病」と呼ばれ、牛のBSE（狂牛病）や、人間のクロイツフェルト・ヤコブ病もこの「プリオン病」の一種である。

このプリオン、生半可な消毒や滅菌が効かない。煮沸くらいでは死んでくれないのである。**〈死体の処理および汚染器具等の汚染処理の最も確実な方法は、完全焼却である〉**（杉山）。

### 感染環

BSEでは、異常型プリオン入りの濃厚飼料（肉骨粉の疑いが強い）を食べた牛が次々に犠牲になったが、シカのCWDでは、プリオンを直接食べなくても感染が進むらしい。**〈これまでに捕獲・飼育されたエルクにおいて水平感染が観**

察されており（中略）自然界でもこのような感染経路が成立していると推定される〉（杉山）。水平感染とは、はじめ健康でも病人（シカ）と一緒にいるだけで同じ病気にかかってしまうことをいう。

そしてやっぱり、異常型プリオンを口にしてもシカはCWDに感染する。プリオンは**〈中枢神経系以外の組織にも存在する〉**（杉山）ので、雌ジカの後産などとして**〈体外に排出され土壌、牧草などに付着し〉〈CWDの感染源となる可能性は高い〉**（杉山）。

とはいえ、**〈感染経路についての詳細もまだ完全には解明されていない〉**（杉山）。

### 人に感染するの？

世界保健機関は**〈これまでにCWDがヒトに感染したという証拠はないと結論づけている〉**（杉山）。

でも〈リスクを完全に否定できないことから、北米の公衆衛生および野生動物管理に関わる機関は、ハンター、食肉業者、剥製業者な

どにCWDについての注意を喚起している〉(杉山)。

# CWD?

## 北米での状況は？

北米では養鹿場のシカと、野生のシカの両方にCWDが確認されている。

養鹿場で感染シカが見つかったら、〈ほとんどの飼育群で殺処分あるいは隔離・検疫が実施されてきた〉(鈴木)。

例えば、39の飼育群でCWDが見つかったカナダのサスカチュワン州では〈殺処分数は約8000頭に達し、補償も含むその費用は1900万ドル以上と算出されている〉(鈴木)。

いっぽう〈野生個体群における中心的な発生地は、コロラド州とワイオミング州との州境地域東部(最近はこの地域に隣接するネブラスカ州も含まれるようになった)であり、その面積は約4万平方キロ〉(鈴木)。

しかし〈野生個体群での汚染地域は拡大傾向にあり〉、その一因として〈CWDに汚染された養鹿場が感染源となったケースもあると考えられている〉(鈴木)。

感染率には地域格差があり、1%未満から20%程度だという。

## 養鹿場での対策は？

〈CWDは致死的な疾病であり、現時点ではワクチンも治療法も存在しない〉(鈴木)。だから養鹿場での対策は、「非汚染」の群れには予防、「汚染」の群れは隔離するか、殺処分するしかない。

とって、いったん「汚染」としてと清浄化は至難だ。〈全頭の殺処分後、汚染除去薬剤として次亜鉛素酸カルシウムを散布し、土壌の働き返しと一年間の飼育停止を経たにも関わらずCWDが再発した例もある〉(鈴木)。

被害を広げないためには、感染(が疑わしい)シカの輸出入や移動に強力なチェックが必要だ。

## 野生のシカへの対策は？

〈カナダと合衆国では発生状況のモニタリングを目的とする精力的な調査が始められている〉(鈴木)。

とはいえ、治療法の確立していない状況では対策に決め手はなく、〈汚染早期であれば選択的駆除や生息数削減が有効とされているため、その効果の確認が待たれている〉(鈴木)。

## ハンターへの啓蒙は？

〈野生個体群の汚染が確認されたウイコンシン州では、狩猟ライセンスの売上げが前年に比べ22%も減ったと報道された〉(鈴木)。

そこで、カナダやアメリカ政府は〈狩猟者に対しCWD関連の情報を積極的に広報するとともに、ポスターなどを配布して資料の提供を求めている〉(鈴木)。情報公開を進めて狩猟者自身のリスクを避け、野生のシカのモニタリングにもつなげる作戦だ。

## 日本ではどう対応すべき？

日本でのCWD発生例はない。〈しかし、北米産シカ類の飼育経験を有する施設も皆無ではなく、万々に備えた調査と防備の体制は整えておく必要がある〉(鈴木)。

日本では厚労省が〈米国、カナダ、韓国産のシカ原料について医薬品・医療用具等への使用を認め

ない旨を通知し(2001年10月)〉(鈴木)、農水省も〈飼育シカの死亡例は原則として全頭検査を行う方針を定めた(2002年11月)〉(鈴木)けれど、〈もう一步踏み込んだ危機管理策として養鹿場に対するチェックや指導体制(個体の登録や施設面での基準化と検査など)の整備が必要となる〉(鈴木)。

ハンターはどう振舞うべきだろう？

〈現時点ではCWDに

関する狩猟行政サイドの積極的動きはないが、今後の状況によっては体系的な疫学調査の実施と結果の公表が必要になるであろう〉(鈴木)。安心してシカ猟ができるように、ハンター自身もアンテナを張っておきたい。

### 寄稿歓迎

エゾシカ協会ニュースレターは  
会員同士のコミュニケーションツール  
お問い合わせは事務局へ

# CWD?

# エゾシカの季節移動を探る

伊吾田宏正 北海道大学大学院農学研究科



私は1997年から北海道との共同研究で道東地域のエゾシカの生態調査を続けている。これまでのべ85頭のエゾシカに電波発信器をつけて、その行動を追跡してきた。6年間にわたる調査の結果いろいろなことがわかってきた。今回はその内容を簡単に紹介したい。

## シカを追う

捕獲地の白糠町北部は阿寒湖畔と並ぶ道内でも有数のシカの越冬地である。狩猟期が終わると警戒心を解いたシカが徐々に姿を現し、3月ともなると数十頭単位のシカの大群がいくつも見られる。ある程度こちらが近づくと集団は一齐に走り出すが、それぞれの群がまるで1個の生き物のように塊となって躍動する様は印象的である。

私たちの研究チームはこのようにシカが越冬地に集中している時期に生け捕りを行う。麻酔銃やワナを使ってシカを捕まえ、首輪型の電波発信器と耳標を取り付けるのだ。そして追跡調査が始まる。

春先、雪が融ける頃になると越冬地のシカが急に減ってゆき、追跡個体の発信音も途絶えてしまう。それからが忙しい。追跡は専用の受信機を車に積んで、電波を頼りに探すのだが、電波はせいぜい数kmしか飛ばない。したがって見失ったシカを探すためには林道をしらみつぶしに走り回ることになる。

調査の開始当初はシカがどこに移動するのか全く手がかりがなく、まさに雲をつかむような日々だった。朝から晩まで車で300km以上走り回って1頭の電波も拾えない日も少なくなかった。地上の調査だけでは全ての個体を

追跡することが難しく、軽飛行機を使って探索することもあった。

## 記録は102km

こうして地道な追跡調査を毎年続けるうちに、次のようなことがわかってきた。白糠町北部で越冬するシカは、春になって雪が融けると釧路支庁管内を中心とした広い範囲に散らばっていく。町村名を挙げると、白糠、足寄、陸別、津別、阿寒、鶴居、弟子屈、標茶。遠いところでは別海や訓子府などへ移動する個体もいて、移動距離の最高記録はなんと直線距離で102kmだった。その後彼らは移動先で夏を過ごし、冬になると再び白糠の越冬地へと戻ってきた。そして次の年以降もそれぞれの個体は全く同じ場所へ移動した。つまり彼らは出産育児の場である夏の生息地と厳しい冬を乗り越えるための越冬地の間を毎年定期的に往復していたのだ。

## 驚くべき生態

地図も磁石もないのに数十kmに及ぶ移動を毎年繰り返す彼らの習性には本当に驚かされる。一方では、季節移動をせず年間通じて白糠の越冬地で

過ごす個体が一部にはいることもわかってきた。また、このような大規模な季節移動にも関わらず、移動時期以外は彼らはあまり動かない。夏の生息地や越冬地ではせいぜい数十から数百haの狭い範囲で行動していた。

このような季節移動のパターンなどの生態学的情報は、エゾシカを保護管理していく上での重要な基礎資料となるだろう。それと同時に、調査で明らかにされた彼らの驚くべき生態には、野生動物に興味ある者として好奇心を刺激されずにはいられない。



電波発信器をつけられたエゾシカ(右)  
photo/Hiromasa Igota

## 御利用御礼

エゾシカ協会ウェブサイト

[yezodeer.com](http://yezodeer.com)

## 鹿研14年の歩み

## 中原慎一・西興部村養鹿研究会会長

西興部村養鹿研究会（鹿研）は今年、設立10周年の記念誌を発行しました。鹿研の「歴史」をご紹介します。

鹿研は、平成2年9月10日、西興部村の有志10人が出資金を出し合って設立しました。自然の恵みであるシカの肉を生産・販売して、その価値を再発見し、地域の活性化にもつなげたいという思いでした。

まず取りかかったのは鹿牧場の準備です。資材にするため、廃止になった名寄本線で使われていた古い電柱を1本1000円でもらったのです

が、寒い季節に鼻水を流しながらの作業でした。

翌平成3年春は、フェンス設置作業をおこないました。0.7haの敷地を囲うのに、計300mのフェンスを張ったのですが、会員は貴重なゴールデンウィークをつぶしてしまいました。でも、新たに購入したのはフェンスそのものだけで、あとの資材はすべて廃物利用で完成させたのです。完成した牧場には、鹿追町から「元鹿」（雄雌1頭ずつ）を導入し、半年がかりの夢が実現したのですが……？

飼育頭数を増やそうと、「野生鹿捕獲大作戦」をやったのは、平成4年2月のことです。会員と北大関係者ら、村内外協力者23人も参加する大捕物となりましたが、成果は「ゼロ」。最後は大爆笑の宴となりました。

鹿牧場で最初の仔鹿が

生まれたのは平成5年6月でしたが、すぐカワイイんです。

生産の目処が立ったので、翌6年7月から食肉処理場の建設に着工しました。これも古材を用い、会員手作りの施設です。12月20日には保健所の処理場検定を受け、見事パスしました。

平成7年、活動の実績を認められて鹿牧場に併設する形で鹿牧場公園（総工費1億3500万円）が建設されました。この年の7月には鹿肉缶詰「鹿夢缶」の製品化にも成功しています。

現在も続けている村民向けの「鹿肉パーティ」は平成8年2月24日が第1回。この年の暮れには東京の日本テレビのスタジオに呼ばれて、全国に鹿研をPRしてきました。

ここまでこれたのは会員の方のもともより、エゾシカ協会はじめ、北大また関係機関様のご指導ご協力があったからだと思えます。まことにありがとうございます。



# 鹿肉試食会♡初体験♡記 美味し鹿肉

野呂美紗子（エゾシカ協会会員、社団法人北海道開発技術センター研究員）

みなさん、はじめまして。今回初めて、しかもある方のご好意により自腹を切ることもなく（ありがとうございました！）鹿肉試食会に参加させていただきました！

試食会はエスニックレストラン「アパトゥリダ」で開催され、アジアンテイストのお料理をたくさん味わうことが出来ました。私の一番のお気に入りにはシカ肉入りのレッドカレーでした。シカのお肉もとてもやわらかく、カレーにマッチしていて、もとはあまり辛いものが得意ではない私が、辛さに負けずにペロッと食べれてしまう一品でした。

魚同様、お肉にも様々なテイスト

があり、中でも鹿のお肉は他の肉に負けず劣らず、むしろさらにおいしい！と思わせてくれる一品であることを再認識しました。

1年半ほど前に、所属していた大学の某場所にて研究室の有志と七輪で鹿肉を焼き、シークワサー汁（レモン汁のようなものです）をつけて味わったのが私の鹿肉との初めての出会いでした。あれ以来、いろいろな味で私を楽しませてくれる鹿肉に感謝しているところです。

### この夜のメニュー

和風生春巻き

マリネ

ガイヤーン（鹿肉にて）

タンドリー（鹿肉にて）

レッドカレー（鹿肉にて）

カオツパ

ココナッツミルクアイス

### 亭主敬白

apatridaは地球倶楽部という北大生中心のサークルが運営しているお店です。学生だけでやっています。普段はスープカレーを中心としたエスニック料理のお店です。（アパトゥリダ 落合翔平）

# apatrida

アパトゥリダ／札幌市北区北16西4

社団法人エゾシカ協会ニューズレター第13号 2003年7月1日発行

# 衛生マニュアルが 実現させる有効活用

籠田 勝基 (エゾシカ協会)



エゾシカの有効活用は、保護管理および被害防止と共に、シカとの共生を目標とした重要な方策として、エゾシカ協会が設立当初より主張してきたところである。有効利用の一環として、食肉としての利用を促進するための方途について協会は既に平成13年7月に、道に対して「エゾシカの有効活用に関する要望書」を提出し、又本年5月の協会定期総会においても「エゾシカ肉の衛生管理体制の確立について」道に要請すべしとの決議が行われた。

野生獣であるエゾシカを食肉として利用するためには、野獣肉に対する食文化の醸成と需要の拡大および流通システムの確立などの問題を解決することが重要である。しかし現実的に食肉として利用されている現状では、なによりもまず捕獲個体の解体処理に関する衛生管理体制の確立が緊急に行うべき条件と思われる。

以上のことから、エゾシカ肉の安全性を確保し、北海道特産品としての商品価値を付与するために実施すべき事柄について筆者の考えを述べることにする。

## 「野獣肉の衛生指導要領」の見直し

現在エゾシカを含め、野生鳥獣の解体処理については、食肉利用を目的とした法的規制は存在せず、商品として販売される場合だけ「食品衛生法」が適用されている。食肉の安全性を考慮すれば、牛や豚などの家畜に適用される「と畜場法」の適用が理想的であるが、主として狩猟により捕殺されるエゾシカに同法を適用することは極めて非現実的であり不可能なことである。

現在野生鳥獣の肉利用を目的として解体処理をする場合は、道の定めた「野獣肉の衛生指導要領」が唯一のより所となっている。同要領によれば、捕獲した動物は、内臓摘出を行わずに個体のまま、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可施設に搬入することとされている。エゾシカ肉を食用として利用するためには、厳冬期でも捕獲後30分以内に内臓摘出と放血を行わねば、肉の品質を著し

く低下させ商品価値を失うことが確認されている。又捕獲後1時間以内に処理場に搬入することも事実上不可能であることから、上記指導要領は著しく現実性を欠くものである。以上の理由から、本道特産物としてのエゾシカ肉に商品価値を持たせるためには「野獣肉の衛生指導要領」の見直し再検討が必要である。

## エゾシカ肉の処理加工衛生管理マニュアルの策定

商品としてのエゾシカ肉は、食品衛生法の適用を受けるが、食肉となる前の解体処理については、前述したように法的規制は存在しない。そこで、処理場に搬入されたエゾシカを、商品として流通させるためには、食品としての製造工程中の重要ポイントを管理して、危害発生を未然に防止するHACCP（危害分析重要管理点）方式を取り入れた衛生管理マニュアルに基づいて解体処理並びに加工処理されることが必要である。

「野獣肉の衛生指導要領」では、加工処理に関しては「食品衛生法施行条例」に定める「公衆衛生上講ずべき措置に関する基準（別表第一）」を遵守することとしているが、解体および加工処理全般に関して具体的な衛生管理マニュアルを策定し、それによって全工程が管理されることが現実的である。なお本マニュアルは、食品の安全性についての責任を持つ行政組織（道食品衛生課）の承認を得たものであることが望ましい。

食肉の安全性確保については既に「製造物責任法（PL法）」の施行や食品期限表示制度の導入などが行われており、エゾシカ肉においても、これらの趣旨に沿った、捕獲月日や捕獲場所の表示など、食品の追跡性（トレーサビリティ）を明らかにするべきである。

（次ページ下段へ続く）

# オンタリオ州(カナダ)のシカ猟制度

今年の3月、CWDサーベイランスに関する調査の一環としてカナダはオンタリオ州を訪れた。その際、ここでのシカ猟制度についても若干の情報を得たので、簡単に報告しておきたい。

まずは、ライセンス（獲物に装着するシールやタグも含まれる；これらは捕獲後ただちに所定の方法で装着しなければならない）の価格について。居住者と非居住者との間で歴然とした格差がつけられているのが特徴である。農業従事者対象にディスカウントがある点も興味深く、2002年の価格設定は下記のとおりであった（1カナダドルは約87円に相当する）。

1. 一般居住者：33ドル（ヘラジカは40ドル）
2. 居住の農業従事者：20ドル（ヘラジカの設定なし）
3. 犬使用の許可：9.5ドル（ヘラジカも同価格）
4. 非居住者：160ドル（ヘラジカは320ドル）

さらに、海外からの非居住者が獲物を自国に持ち帰るには、輸出許可発行費として35ドルが必要とされる。カナダへは隣国の合衆国から多くのハンターが訪れるため（空港には合衆国に獲物を持ち帰るための「通関書類」まで用意されている）、それによりもたらされる「経済効果」も少なくないとのことである。

次は猟法について。シカ猟に使える猟具には、弓（クロスボウやコンパウンドボウ）、先込め銃、散弾銃、

ライフル銃がある。弓では長さや張力、鏃（やじり）のサイズに、銃では口径等について個別の制限が設けられている。地域や時期によっては弓か先込め銃しか使えない場合もあり、非居住者の場合はガイドを雇わねばならないこともある。可猟地域は、100を越す野生動物管理ユニット（Wildlife Management Unitを略しWMUと称される）を基本に定められている。表はその一部を示している。話には聞いていたものの、非常にきめの細かい設定には正直言って驚かされた。

ひるがえって我が国の状況を考えてみよう。駆除や猟区を除けば、原則的に種や捕獲数ごとに定められたライセンスは存在しない。地域や1日あたりの捕獲数等には制限があるものの、基本的には年1回の登録で狩猟可能な種はすべてカバーされる。狩猟者にとっては便利であるが、現実に即した狩猟制度としては根本的な欠陥があると言わざるを得ないであろう。

一方で登録費用の一律化は、獲るハンターと獲らないハンターとの間あるいは地域間での不公平感も生んでいる。狩猟意欲をそぐ（狩猟者減少に拍車をかける）ことはあってはならないが、我が国においても狩猟鳥獣の生態や地域社会の状況を考慮したユニットを定め、各ユニットに適したきめ細かい狩猟管理制度を目指すべきであろう。（すずき・まさつぐ エゾシカ協会）

表 管理ユニットごとの解禁シーズンと制限事項（部分）

（注）非居住者は角のある個体のみ狩猟できる。

野生動物管理ユニット(WMUs)	解禁シーズン（注）		制限事項
	居住者	非居住者	
5	10/19~11/1	狩猟不可	弓と先込め銃のみ；犬使用不可
5	11/2~12/15	狩猟不可	犬使用不可
6,7B,9A,9B	9/28~10/4	9/28~10/4	非居住者は7Bの一部と9B全域でガイドを雇わねばならず、猟具は弓と先込め銃のみ；犬使用不可
6,7B,9A,9B,11A	10/5~12/15	10/5~11/15	非居住者は7Bの一部と9B,11A全域でガイドを雇わねばならない
7A	10/5~12/15	10/5~11/15	弓と先込め銃のみ
8	10/19~11/1	10/19~11/1	弓と先込め銃のみ；犬使用不可
8	11/2~12/15	11/2~12/15	犬使用不可

（前ページから続く）

## 処理場の増設等有効利用促進のための環境整備

エゾシカの有効利用が進まない理由の一つとして、解体処理場が少ない事が挙げられる。折角捕獲したエゾシカも、処理場までの距離が遠いため、十分利用されずに放棄されたり、処理場以外の場所で解体され、食中毒発生の原因となる例などが認められている。この様な状況を改善するために、解体処理場の適正な配置および捕獲現場から処理場搬入までに個体を一時保管する保管庫の設

置とその回収システムについての検討などが、エゾシカの有効利用促進にとって重要な検討課題となろう。

以上エゾシカの食肉利用促進のための問題点について述べたが、近年牛のBSEに類似するシカの伝達性海綿状脳症であるCWDの発生がアメリカとカナダで報告され、大きな問題となっている。BSEの発生地である本道でも当然重大な関心を持つべき問題であり、緊急にエゾシカ

のCWDの調査を実施すべきである。

エゾシカ肉の衛生管理については、現状のような、食肉業者などの自主的方法では実効性に乏しく、安全上の不安が大きい。

エゾシカの有効利用については、一日も早く行政的な方針を確立して、将来的には現状の「野獣肉の衛生指導要領」を、道の規則、条例のような法的拘束力のあるものにしていくことが必要と思われる。

# 『エゾシカの被害と対策』を出版

平成12年に被害対策部会を立ち上げてから丸3年が経過し、ようやくエゾシカ被害の現状と被害対策に対する具体的な内容をまとめた「エゾシカの被害と対策」が発刊されることとなりました。

内容は、エゾシカの生態と被害に関する総論から始まり、被害対策の調査方法、被害対策について幅広い視点でまとめた対策の体系、そして、具体的な事例を用いて金網フェンス等の対策の設計や施工方法、それらの整備効果を記載しております。エゾシカ被害対策を講じようとする者にとって必要となる情報を調査から効果まで一連の流れに沿ってとりまとめた被害対策のマニュアルとして使用してもらえるような構成としました。

被害対策マニュアルは7月の脱稿、発刊を予定しております。乞うご期待ください。(事務局 若菜千穂)

**会員無料!**

送料のみ負担ください。お申し込みは事務局まで

第1章	総論
第2章	被害対策の調査手法
第3章	被害対策の整理と概要
第4章	金網フェンスの計画と設計
第5章	脱出用施設の計画と設計
第6章	取付部の処理施設の計画と設計
第7章	横断通路の計画と設計
第8章	電気牧柵の計画・設計・施工
第9章	餌場の設置による対策
第10章	被害対策の効果
第11章	技術資料



## エゾシカ有効活用を語ろう!

「森林と市民を結ぶ全国の集い」開催  
今年11月、札幌で

### 第9回森林と市民を結ぶ全国の集い 2003 北海道

- 基調鼎談「北海道の文化と森林」  
11月1日(土) 13:00~14:45 かでるホール  
山口昌男(文化人類学者・前札幌大学学長) / 辻井達一(農学博士・北海道環境財団理事長) / チカップ美恵子(アイヌ文様刺繍家)
- 出会いの集い(交流パーティ)  
11月1日(日) 15:30~17:00 かでる周辺ホテルを予定
- フィールド・ワークショップ  
11月2日(日) 9:15~11:30 旭山記念公園
- 分科会  
11月2日(日) 13:15~17:00 かでる2.7各会議室
- まとめの集い  
11月3日(月) 9:00~11:00 かでる2.7大会議室
- エクスカージョン(下川町コース、白老町コース)  
11月3日(月) 11:30 札幌出発  
11月4日(火) 13:00 プログラム終了

「森林の現在を知る」「森林の底力を識る」「森林の未来を探る」という方向から、7つの分科会を設け、奥山林、里山林、都市林などの森林と人のおつき合いのあり方、そしてお互いを知り、融合しあえる原点を探る場とします。

エゾシカ協会事務局長の井田宏之さんほかのみなさんを講師に迎えてお送りするのは、分科会②の「森林との楽しいつき合い方/森の生き物たちとつき合う」(座長:藤原千尋=北海道大学大学院農学研究科)。

「森の野鳥」「森の小動物」「森の昆虫」の楽しみ方、「ヒグマに対する地元の人たちの意識」「北海道のエゾシカ被害と有効利用」をテーマに、各分野の専門家、研究者からの発表を中心に展開していく予定です。生態調査の発表という観点ではなく、野生動物たちと楽しみ親しむには、という点に重きを置いています。ぜひご参加下さい。お問い合わせは ☎ 011-716-2111 (内線2819) の藤原までお気軽にどうぞ。(藤原千尋)

### 会員の皆様へのお詫び

お送りした会費の請求書の振込み銀行の名前を間違っていました。「北洋銀行麻布支店」ではなく「麻生支店」でした。大変申し訳ありません。(事務局)  
北洋銀行 麻生支店 社団法人エゾシカ協会 普通預金口座 3505861

### 社団法人エゾシカ協会ニューズレター 第13号(2003年7月1日)

発行:社団法人エゾシカ協会  
編集:社団法人エゾシカ協会事務局  
郵便番号061-0212 北海道石狩郡当別町字金沢166-8  
電話/01332-5-5553 ファクス/01332-2-3013  
電子メール/ida@gallagherage.jp  
インターネットホームページ  
<http://www.yezodeer.com/>